平成２７年度　第１回鶴岡市環境審議会会議録

○　日　　時　　　平成２８年２月２２日（月）　１４：００～１５：３０

○　会　　場　　　鶴岡市役所本所６階　大会議室

○　審議事項　　　１．会長、副会長の選出について

　　　　　　　　　２．平成２７年度事業概要について

　　　　　　　　　３．鶴岡市の大気等環境保全状況について

　　　　　　　　　４．平成２８年度主要事業について

○　出席委員

　　俵谷圭太郎、古山隆、平山明由、佐藤司、小谷卓、田中芳昭、長澤吉輝、

　　菅原眞一、平親義、大井喜助、田中壽一、水野重紀

○　欠席委員

　　加藤重義、菅原勝、伊藤淳、佐藤善隆、深野修一、早坂一広

○　市側出席職員

　　市民部長　阿部一也、市民部環境課長　東海林敦、同課長補佐　富樫昌明、

　　同環境専門員　小林勝雄、同環境専門員　瀬尾裕、同主任　菅原大愛

　　同主事　難波拓実

○　公開・非公開の別　公開

○　傍聴者の人数　　　０人

○　会議録

|  |  |
| --- | --- |
| １　開　会  　（事務局）  ２　挨　拶  　（事務局） | 皆様、本日はお忙しい中、また、お寒い中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、環境課長の東海林と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。  ご案内の時刻となりましたので、ただ今から平成２７年度第1回鶴岡市環境審議会を始めさせていただきます。次第に従いまして進めさせていただきます。では、挨拶を、阿部市民部長がさせていただきます。  市民部長の阿部でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせて頂きます。皆様には、本日はご多用のところ本審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また皆様には、日頃から環境行政のみならず、市政各般にわたり、ご支援ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。委員任期が昨年３月をもって満了したことから、改めて委嘱させて頂きました。来年度までの任期となりますが、 |

|  |  |
| --- | --- |
| ３　協議  （事務局）  （事務局）  　（事務局）  （事務局）  　（委員の声）  　（事務局）  　（委員の声）  （事務局）  （事務局）  （事務局）  （会長）  （事務局）  （会長）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （会長）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （会長）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （会長）  （事務局） | よろしくお願いを申し上げます。本市におきましては、環境行政のマスタープランとなる鶴岡市環境基本計画に基づいて、地域環境から地球温暖化対策に至るまでの環境保全等に関する施策を、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと連携して取り組んでいるところであります。本日の審議会は、会長、副会長の選任をお願いした後、平成２７年度の事業概要と本市の大気等環境保全状況、そして平成２８年度の主要事業について説明をさせていただき、その後、情報交換をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。  協議に入らせていただきます。最初に、本会議の成立につきまして事務局から報告させていただきます。  鶴岡市環境審議会条例をご覧下さい。会議の成立につきましては、環境審議会条例第６条第２項に、審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ないと規定してあります。本日は１８名の委員中、１２名のご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを報告させていただきます。  　続きまして、配布資料の確認をさせて頂きます。本日配布いたしました資料は、次第と書かれた４枚もの、平成２７年度第１回鶴岡市環境審議会資料と書かれた８枚ものです。  次に、会長・副会長の選任につきまして、鶴岡市環境審議会条例をご覧下さい。条例第４条に、委員の任期は２年となっておりまして、昨年度で委員の任期が満了となったことから、今年度改めて皆様に委員を委嘱させていただいておりますので、現時点では、会長、副会長が不在となっております。第５条第１項には、「審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されておりますが、会長、副会長の選任につきましていかが取り計らいましょうか。  　（事務局案があれば提案して下さい）  　事務局案の提案という声がございましたので、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。  （異議無しの声）  　それでは、事務局から提案させて頂きます。環境審議会条例第５条第１項の会長及び副会長について提案いたします。会長を、山形大学農学部の俵谷委員、また、副会長を、鶴岡工業高等専門学校の佐藤委員にお願いしたいと思います。  ただ今の事務局案について、ご了承が頂けましたら、皆様の拍手をお願いしたいと思います。  　（一同拍手）  　有難うございます。それでは会長を俵谷委員、そして、副会長を佐藤委員にお願いいたします。では、就任されました俵谷会長からは会長席にご移動いただきましてご挨拶を頂戴したいと思います。  （会長着席）  　ただ今、会長に選出されました山形大学の俵谷圭太郎です。至らない事もあろうかと思いますが、会長を引き受けさせていただきたいと思います。今年度からの２年間の任期の間、皆様どうぞよろしくお願いしたします。  それでは、条例第６条第１項の規定によりまして、会議の議長を会長にお願いしたいと思います。  では、平成２７年度事業概要について説明をお願いします。  協議事項の平成２７年度事業概要について説明させていただきます。環境課の事業は大きく４つに、環境一般事業、生活環境保全対策事業、地球環境保全対策事業、そして環境教育推進事業に分けております。最初に、環境一般事業について説明いたします。  エコ通信を季節ごとに年に４回全戸配布しております。夏と冬は２ページ、秋と春は４ページ構成で、環境啓発や情報提供などを行っております。次に、生活環境保全対策事業について説明いたします。騒音・振動特定施設及び特定建設作業に関する届出については、法律に基づく届出と、それより要件をきつくした県条例に基づく届出がありまして、それぞれで定められた出力以上の騒音・振動を発する対象設備を指定エリアに設置する場合や、建設工事現場で特定建設作業を行う場合に、届出が必要となります。また、すでに届出済の設備の増減や代表者の変更でも届出が必要となっております。浄化槽設置に関する届出の受理については、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とした浄化槽設置に関する届出でありまして、平成２７年度１月末現在の受理件数は、２７件となっております。公害苦情処理につきましては、良好な生活環境の維持と保全の観点から、原因の特定と発生原因者への各種法令に基づく改善指導を実施しております。大気汚染は野焼き等の焼却関係の煙の相談が大半となっております。今年度の１月末現在の受付件数は３７件となっております。水質汚濁は１月末現在で５２件となっております。引き続き、県、国などの関係機関と連携した啓発活動を行ってまいります。次に、騒音の相談は１８件となっております。ご近隣トラブル的な相談の他、相談者本人の健康状態に起因する場合も多く、関係課との連携で、適切な対応を進めております。振動は騒音とかぶる部分があり、件数的には昨年と同様０件となっております。悪臭は１４件となっております。堆肥の散布などの農業系の苦情のほかに、浄化槽や汲取り便槽の不適正管理による生活環境系の苦情となっております。農業系の苦情は関係課と連携して対応しております。次に空き家の適正管理に関する相談・指導は１１８件、空き地の適正管理指導は６４件となっております。カラス被害対策は、カラスの糞、悪臭、鳴き声による生活環境被害解消のために、捕獲、清掃、追い払いを主な対策として実施しております。アメリカシロヒトリ防除対策としては、６月から９月に相談室を開設して、発生状況調査と相談に応じています。巣虫駆除を基本として、大量発生した場合は町内会、自治会単位の共同防除の実施に対し防除機械の貸し出しと、薬剤の交付を行っております。地球環境保全対策事業の鶴岡市地球温暖化対策実行計画（第２次計画）の策定、並びに推進につきましては、平成２０年度に第１次計画を策定し、第１次計画が平成２４年度で終了したことから、第２次計画を平成２５年７月に策定しております。第２次計画は平成２９年度までの５ヵ年計画で、基準年度とする平成２２年度と比較して平均５％の温室効果ガス排出量の削減を目標としております。平成２６年度は削減率７．４９％と目標値を超える削減状況となっております。グリーンカーテンの普及は平成１９年度から実施しており、市役所本庁舎や地域庁舎に温暖化防止の啓発活動の一環として、グリーンカーテンを設置しております。また、２１年度からは環境つるおか推進協議会事業として、一般家庭からも温暖化防止に取り組んでもらおうと、ゴーヤの種と廃魚網をリユースした栽培用ネットの無料配布を行っております。次に、家庭のアクションは、県の山形方式省エネ節電県民運動に市が連携して、市民の参加を推進しているものです。環境にやさしい店をエコ通信やホームページで広く市民に紹介し、市民の環境意識の高揚を図っておりまして、現在は３８店を認定しております。次に、環境教育推進事業につきまして、第１７回目の環境フェアつるおか２０１５を環境つるおか推進協議会の主催事業として、「つるおかスタイルで地球温暖化をシャットアウト！がんばろうチームつるおか」をテーマに、９月２７日小真木原総合体育館を会場に開催しました。来場数４，４００人、５７の企業・団体の出展で、エコ実験やマイバッグづくり、環境対応車の展示・試乗、企業のエコ商品のＰＲに加えて、合併１０周年記念事業として、各地区のエコ活動やエコドライブ講習とコンテスト等の内容を充実させて開催しました。親子環境教室は、環境保全に取り組む施設を巡り、体験を通して環境問題に対する意識を高めてもらう目的で開催し、１３人の親子の参加を頂きました。環境出前講座は、県等で実施している環境講座を小学校や地域に斡旋しているものです。今年度は湯野浜小学校と大山小学校で実施しております。また、環境省から借り受けたエコトランクを、出前講座を実施する団体に貸出しております。  ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。  公害苦情の大気汚染の苦情が過去２年と比べると増えているようですが、苦情内容はどのようなものですか。  苦情で多いのは野焼きです。農業に関する事を含めて焼却時の煙の苦情が多くなっています。  ＰＭ２．５に関する苦情は無いですか。  ございません。  環境出前講座とエコトランクの貸し出しを利用される団体が少ないようですが。  ホームページに掲載するなどのＰＲ方法を検討したいと思います。  温海の小学校で環境出前講座を年に３～４回実施しています。子供達に地元の良さを分かってもらうことが地元への定着に繫がることと思います。今後も庄内総合支庁に協力していただければと思います。  市でも担当分野での貢献ができればと考えています。その際には地域の皆さん、各種団体の皆さんと協力して実施していければと思うところです。  環境にやさしい店の認定について、去年は４１店舗ですが、本年度は３８店舗と減っています。環境に対する意識に変化があったのでしょうか。減った理由が分かれば教えていただきたいと思います。  昨年の４１店舗から３８店舗と３店舗減っておりますが、その３店舗とも廃業されたことが理由となっています。  環境フェアについて、来場者の流れが悪いような状況が有ったので、流れを考えたブース配置を考えていただけたらと思います。  出店者アンケートで同じ内容のご意見を頂戴しており、今年度もブースの位置や向きを変えて配置しましたが、次回開催では、再度検討したいと思います。  鶴岡市役所の温室効果ガス排出削減目標５％削減に対して７．４９％の結果は大変すばらしいと思います。鶴岡市全体の排出量、削減率は環境課で把握しているのでしょうか。県では掲げた目標が達成したと言っていますが、鶴岡市にそのようなデータがあるのかお聞きしたいと思います。  鶴岡市全体のデータの把握はしておりません。なお、行政区域全体を対象とする温暖化対策実行計画区域政策編については、県と特例市である山形市については策定が義務づけられておりますものの、その他の地域は努力義務となっており、県内で策定している地区は非常に少ない状況です。ただ温暖化対策は進めていかなければならないものと考えておりますし、今後は区域施策編の策定について検討する時期が来ると思っております。  事業所は環境マネージメントという手法を取り入れて、ＣＯ２だけではなく、ガス・水道などのデータも把握しているはずです。鶴岡高専では太陽エネルギーの活用データも持っています。鶴岡市の森林面積が７割という事から考えれば、森林吸収でいくらあるという事を含めてデータ把握することで、環境に一生懸命取り組んでいる鶴岡市のイメージアップに繫がっていくと思います。  昨年のＣＯＰ２１でパリ協定が採択されましたとおり、我が国としても今後ますます努力を進めていかなければならないところです。先ほど申しました区域施策編に関しは、国の方でも推進しておりますし、市町村は努力義務とされておりますが、県の方からも勧められていますので、計画を策定する際にはご提言いただいた事など、さまざまな手法も検討しながら考えてまいりたいと思います。  鶴岡市では、昨年度、一昨年度と防犯灯を全てＬＥＤ化して、温暖化防止を推進しております。また、今年度、避難路の非常用照明として太陽光を活用したＬＥＤ照明を設置しています。  ５年位前にビルの屋上の緑化という話があったと思います。企業では大変難しいのですが、屋根や空地に木を植えると効果が大きいと思うのですが、公共施設などの屋上緑化を進めていければ効果があると思います。  市全体の緑化案としては建物の屋上緑化の発想はあったと思います。景観上ではなく地球温暖化にも結び付ける適応策として、地面の温度を下げる施策の提言ということで今回頂戴できればと思います。  鶴岡市の大気等環境保全状況について説明をお願いします。  市が環境保全のために実施しました分析調査について説明いたします。ダイオキシン類測定結果については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中の大気と水に含まれているダイオキシン類の濃度の測定をしております。大気は年２回測定、水は年１回、河川水と地下水を交互に隔年で測定しております。今年度は河川水の測定をしておりますが、その結果は大気が環境基準である１立方メートルあたり０．６ｐｇ－ＴＥＱに対しまして０．００６３ｐｇ－ＴＥＱで環境基準をクリアしております。内川の河川水に関しましては環境基準である１リットルあたり１．０ｐｇ－ＴＥＱに対しまして０．２１ｐｇ－ＴＥＱと適正な結果を示しております。昨年の環境審議会の席で、河川水のサンプリング場所を禅中橋付近に変更し、市街地の内川の現状を把握したほうが有益なのではないかとの意見を頂戴しておりましたが、今年も引き続き西三川橋を測定地点とさせていただいております。その理由の１つは、この測定が山形県環境中ダイオキシン類測定計画の中で国土交通省、県、市町が分担して実施し、内川の地点は県が数年に一度のサイクルで、市は隔年で測定していることから、県と同じ地点での継続監視に意義があるとの考えです。２つ目は、提案のあった禅中橋付近は新内川の合流前のポイントでありまして、合流してからも汚れの主原因となり得る市街地を流れることから、内川全体を総合的に評価するためには合流後の西三川橋が適当であるとの理由からです。酸性雪調査は仙台市が幹事となっている東北都市環境問題対策協議会の会員市による共同調査でありまして、鶴岡市の調査結果としてはほぼ横ばいとなっています。西郷地区の砂丘地地下水分析調査結果については、農業用の井戸５か所の地下水を年２回、７月と１０月に行っております。これは平成１４年度に県の調査環境基準を超える硝酸性窒素が検出されたことから汚染状況の監視と対策を進めるために実施しているものです。市では上水道への切り替えや飲用する場合の水質検査を行うことなどの啓発に努めているところです。この状況は酒田市の浜中地区や遊佐町の砂丘地帯など庄内の砂丘畑全体で発生しておりまして、庄内総合支庁環境課を事務局として、本市と酒田市、遊佐町、農協で窒素負荷低減推進連絡調整会議を設置して、営農指導を含めた総合的な対策を進めているところでございます。具体的対策としては、肥料の使用量削減、家畜排せつ物処理の適正化と有効活用、合併浄化槽の普及、庄内空港での低窒素負薬剤への切り替えを行い、１０年間の取組で酒田市、鶴岡市で効果が表れています。自動車交通騒音調査は平成２４年度か県からの権限移譲により、国の法定受託事務を市が実施している調査です。高速道路、国道、県道、４車線以上の市道の沿線５０ｍの範囲にある住宅等に与える騒音レベルを評価する調査で、調査範囲は１４路線約４０キロ３９区間となっております。今年度は４年目となりますが超過した区間はありませんでした。  　ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。  酸性雪調査結果について、長期的には酸性度はほぼ横ばいなのですが、平成２６年度第２期だけＰＨ５．８８と高い時期がありますが、その原因は何かあったのでしょうか。  この時期が高くなった正確な原因については把握できていませんが、冬季は北西の季節風によって大陸からイオウ酸化物や窒素酸化物が飛んでくるという要因がありますので、それとの関連があるかと思います。  地下水の調査時期が７月、１０月となっていますが、一年間の平均を取るならば半年間隔で調査したほうが良いのではないでしょうか。  先ほど申し上げた原因の一番が施肥となっておりますので、施肥を散布する７月、１０月に合わせて調査しているものです。  そのほかございませんか。ないようですので、次の平成２８年度主要事業について説明をお願いします。  平成２３年度に策定した鶴岡市環境基本計画を指針として、平成２８年度も引き続き、環境つるおか推進協議会等の関係団体と連携しながら、地球温暖化対策から地域の環境保全等に至るまで、これまで実施してきた事業を継続する予定です。環境一般事業としては、環境広報紙であるエコ通信を年４回全戸配布します。環境フェアつるおか、親子環境教室などのイベントの紹介や、ごみの分別・収集のお知らせ、環境にやさしい店のピーアールなど、環境・廃棄物行政に関する情報提供、意識啓発をします。第２次地球温暖化対策実行計画、通称 市役所エコオフィス計画を推進し、市役所関係全ての施設で温室効果ガス排出量を調査し、その結果を公表することで市民、事業者へ温暖化対策の啓蒙啓発を図ります。省エネルギーの推進のためエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、市役所関係すべての施設のエネルギー使用量を算定し、特定事業者として義務付けられている定期報告書、中長期計画書等を提出します。また、県が実施する省エネ県民運動を推進し、家庭のアクション、エコドライブなど身近にできる温暖化防止対策の普及啓発を図ります。次に、生活環境保全対策事業としては、環境審議会を環境基本法の規定に基づき設置し、本市の環境の保全に関する事項について審議します。鶴岡市生活環境保全条例の規定に基づき、自治組織の推薦により市長が環境保全推進員を委嘱しております。推進員は担当区内の生活環境の状況を把握し連絡するとともに、地域住民の意識啓発を図っております。推進員を対象にした年１回の全体会、数回の研修会を開催します。公害及び公害苦情への対応として、生活環境に関する典型７公害に対する苦情・相談に応じるとともに、特に油漏れ事故や野焼きについて迅速かつ適切に対応します。カラスの被害対策については、捕獲数が減少傾向にあるものの、生活環境被害の解消には至っていないと思われるため、引き続き対策を実施します。また、カラス生息状況調査を行い、カラスの生息数、ねぐら箇所及び利用時期等を調査し、今後のカラス対策を検討します。各種観測及び分析を実施します。その内容は、県の計画に基づく大気及び水のダイオキシン類の測定、砂丘地における地下水の汚染状況調査、隔月での市内の空間放射線の測定です。微小粒子状物質ＰＭ２．５への対応として、県の注意喚起の発令に対応した連絡体制を構築します。自動車交通騒音常時監視評価業務委託については、周辺の住宅等へ与える騒音レベルを区間ごとに実測または推計により経年的評価を行い国へ報告します。環境教育推進事業としては、環境関係啓発事業の中心的イベントとして、第１８回 環境フェアつるおかを環境つるおか推進協議会と共催で実施します。環境施設めぐりの開催として、親子環境教室と一般市民を対象にした環境施設めぐりを開催します。環境出前講座の開催及び斡旋として、環境アドバイザーや企業による出前講座を、学校及び地域に斡旋するほか、職員が直接出向いての出前講座としてエコ学習トランク講座を実施します。グリーンカーテンの普及を図るため、ゴーヤの種及び廃漁網を再利用した栽培ネットの無料配布を実施します。第５回 鶴岡市こども環境かるた大会を開催します。空き家対策事業では　空家の所有者等に適正管理の責務について認識してもらうとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置を実施します。また、空き家の適正管理・有効活用を推進するため、空き家実態調査の結果を活用し、法に基づく空家等対策計画を策定します。アメリカシロヒトリ防除対策事業として、相談室を６月から９月の期間に設置し、市民の相談に応じるとともに、防除用機械の貸し出し及び薬剤の提供を行います。以上が、平成２８年度環境課の主要事業となります。  最近の中国の経済情勢が非常に悪化しており、今まで資源として廃棄物を回収しているペットボトルや金属などの有価物の価格が暴落し、価格が１／１０となったり、回収できないという問題が企業の中で起きています。企業は自己責任で処分をしなければならない訳ですけど、鶴岡市でも同じ状況と推測されますが、現状はどのようになっているのか、今後どう考えていくのか、予算措置はどのように考えているのか分かる範囲でお聞きしたいと思います。  毎月入札を行い有価物として買い取ってもらっています。分別回収の徹底によりペットボトルの成形品はA級品の価格が維持できています。処理に費用が必要となった場合は何等かの対応が必要と考えますが、その検討は行っていません。  分別を行う市民の意識がなされているのか否かで、引き取ってもらえるのかどうかが決まると思います。市民の意識の高揚と、リサイクル、リユースに対する啓蒙が大事な事ではないかと思います。企業側のゴミ処理の現状把握もお願いしたいと思います。  企業さんから出される廃棄物につきましては、山形県が担当となりますので、そのようなご意見があったことを伝えたいと思います。  ＰＭ２．５の注意喚起の方法と、黄砂の分析について聞きします。  県が県内８地区毎に自動測定器を設置して２４時間体制で監視しており、注意喚起は地区毎に行います。毎朝決められた時間内での平均値が基準値を超過した場合に、市に県からメール及びＦＡＸで通知があります。市は連絡を受けると決められた施設に連絡網で通知します。また、県が県民に対してラジオやテレビを通じて注意喚起しますが、現在まで発令された事はありません。大気汚染に関しては基本的に国が大きな枠組みを作りまして、市は県と協力しながら監視体制を作り被害の未然防止を図るとしていますが、黄砂に関して市が関わる枠組みは無い現状であります。  黄砂は自然現象でありまして、黄砂そのものの観測ではなく、ＰＭ２．５より粒の大きい粒子状浮遊物質の観測を行っておりまして、黄砂の分析は行っていない状況です。  ＰＭ２．５の件ですが、１週間位前の新聞ではインドと中国でＰＭ２．５の害で５５０万人が死亡し、地球全体では１千万人が死亡しているという記事でした。注意報が出てから対処するというのでは間に合わないと思うので、マスクは事前に用意しておく必要があると思います。  市のホームページに記事を掲載しています。また、県ではインターネットで現在の測定値を公開しております。不要な外出や屋外での運動を減らす、あるいは屋内でも窓の開閉を必要最小限度にする、どうしても外出する際は医療用の高性能の防塵マスクが有効であると言うような情報を発信して働きかけております。  幼稚園、小学校、高齢者施設に連絡するようですが、マスクが常備されていない施設では対応できないと思いますが。  基準値が超えてしまったら出すのではなくて、超える前に出すのが基本です。早朝の午前７時３０分と午後１２時３０分にとなっています。各施設に対応を任せておりますが、全児童用のマスクが用意されている現状とはなっていないと思いますので、今後の検討とさせて頂きます。  　そのほかございませんか。ないようですので、その他に入りますが、何かございますか。  三瀬の八森山に風力発電の事業計画があります。発電施設は高館山と温海岳の無線の受信施設を結ぶ位置に計画しており、無線に支障がないか心配しております。  県を通じて市の方に意見を求められる機会がありますので、その機会に申し上げていきたいと思います  　外に何かございますか。ないようですので、協議を終了いたします。  　俵谷会長、ありがとうございました。続きまして、全体として委員の皆様から何かございますか。無いようですので、これをもちまして平成２７年度第１回鶴岡市環境審議会を終了させていだきます。本日は、どうもご苦労さまでした。 |